

特定労働者協同組合の認定基準及び欠格事由について

労働者協同組合法（令和 2 年法律第 78 号）に規定する特定労働者協同組合の認定を受けるための基準及び欠格事由は、次のとおりです。

<認定の基準>

組合が認定を受けるためには、次の（ア）から（エ）の基準に適合する必要があります。

- （ア） その定款に剰余金の配当を行わない旨の定めがあること。
- （イ） その定款に解散した場合において組合員に対しその出資額を限度として分配した後の残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の特定労働者協同組合に帰属する旨の定めがあること。
- （ウ） （ア）及び（イ）の定款の定め反する行為（（ア）、（イ）及び（エ）の基準の全てに該当していた期間において、剰余金の配当又は残余財産の分配若しくは引渡し以外の方法により特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含む。）を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。
- （エ） 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事と特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、3分の1以下であること。

（法第 94 条の 3 関係）

※（エ）の理事と特殊の関係のある者の範囲等

- (1) 当該理事（清算人を含む。以下同じ。）の配偶者
- (2) 当該理事の三親等以内の親族
- (3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (4) 当該理事の使用人
- (5) 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
- (6) 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

（法施行規則第 81 条の 2 関係）

＜欠格事由＞

上記認定の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する組合は認定を受けることができません。

- (ア) その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの
 - i 特定労働者協同組合が認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該特定労働者協同組合の業務を行う理事であった者でその取消しの日から2年を経過しないもの
 - ii この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第204条等の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - iii 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - iv 暴力団の構成員等
- (イ) 認定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの
- (ウ) その定款の内容が法令又は法令に基づく行政庁の処分に違反しているもの
- (エ) 次のいずれかに該当するもの
 - i 暴力団
 - ii 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

(法第94条の4関係)